

【社員 細川 明子からのご挨拶】

桜の季節を迎え、ようやく春の日差しを感じられるようになりました。新年度に入り、街ではフレッシュな新社会人をよく見かけます。

就活市場はこの2～3年は近年にない売り手市場で、採用に苦心されている経営者の方も多いのではないのでしょうか？政府の働き方改革も具体案が出てきています。AIをはじめとする社会の変革を見据えて今後の進むべき方向性を模索し、働き方を考える良い機会になると思います。

「トピックス」

【ふるさと納税、豪華な返礼品競争を改善へ】

ふるさと納税は、自分の選んだ都道府県や市区町村に寄付すると、寄付額から2,000円を差し引いた部分の所得税や住民税が控除(減額)される制度です。(一定の上限があります。)

地方と都市部の税収格差の解消などを目的として創設されましたが、自治体が寄付獲得を目的に貴金属や商品券など、高額だったり換金性が高かったりする返礼品を贈る動きが過熱しています。総務省の調査では、2015年度の寄付総額約1,653億円のうち、約4割が返礼品の調達・送付費用に充てられていたということです。

これを受け、総務省は4月1日付で、ふるさと納税の返礼品の価格を寄付額の3割までに抑えるよう、全国の自治体に通知しました。返礼品の金額の目安を設けるのは初めてで、豪華な返礼品の競い合いに歯止めをかけたい考えです。

総務省は逸脱する自治体に対しては個別に見直しを求める方針ですが、返礼品は自治体独自の取り組みのため、通知に強制力はありません。それでも、「iPad」などのタブレット端末を返礼品として、寄付金額が全国トップレベルの静岡県焼津市が既にタブレット端末の取り扱いをやめています。

今後、これに続く自治体が多くなることも考えられますので、ふるさと納税を考えておられる方はお早めに。

【職員 今井】

【財産評価基本通達の一部改正(案)】

電子政府の総合窓口「e-Gov」で平成29年3月1日、「財産評価基本通達」の一部改正(案)に対する意見公募手続きが告知され、平成29年3月30日に締め切られました。

中小企業のオーナーに関係するものとしては、取引相場のない株式の評価に関しての改正案で下記の内容となっています。

(1)類似業種比準方式

イ、類似業種の株価について、課税時期以前2年間平均株価が追加されます。

ロ、類似業種の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとされます。

ハ、配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、現行の1:3:1から1:1:1に見直されます。

(2)評価会社の規模区分の金額等の基準

現在の上場審査基準に基づき、評価会社の規模区分の金額等の基準が見直され、大会社、中会社の区分の範囲を広げるものとなっています。

この改正は、平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用されるものが対象とされています。

【ゼネラルマネージャー 岡本】

「職員よりひとこと」

日差しも暖かくなり、花や草木、山菜が芽吹く季節になりました。

山菜といえば、ふきのとう、たらの芽、コゴミなど、春の山菜はアクや苦味の強いものが多いですが、ポリフェノール類が多く含まれデトックス効果があるそうです。

紫外線を浴びる機会が増えるこの時期には体内の酸化を防ぎ免疫力を高めるために 抗酸化作用の強い山菜を食することは理にかなっているということですね。

苦手な方もいらっしやるかと思いますが、旬のものを頂く気持ちでチャレンジしてみたいかでしょうか。(職員 山西)

税務予定表

<4月>

- ・固定資産税、都市計画税第1期分の納付
- ・3月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付

<5月>

- ・4月分源泉所得税、特別徴収 住民税の納付
- ・所得税額延納分の最終納付
- ・自動車税の納付
- ・個人住民税の特別徴収税額の通知

<6月>

- ・5月分源泉所得税、特別徴収 住民税の納付
- ・特別徴収住民税納期特例分(12月～5月分)の納付
- ・所得税の予定納税額の通知